

平成30年3月7日

地方独立行政法人奈良県立病院機構
奈良県総合リハビリテーションセンター
院長 宮内 義純(公印省略)

質問回答書

次の工事について下記のとおり回答します。

入札物件名：奈良県総合リハビリテーションセンター医療機器一括保守業務委託契約

記

| No. | 資料名 | ページ | 項目番号 | 質問内容 | 回答内容 |
|-----|-----|-----|------|--|--|
| 1 | 契約書 | | 第14条 | 契約の解除については、保守サービスの供給元において保守サービスの継続が困難となった場合は、乙の申し出により甲乙協議の上、契約の解除若しくは変更ができるという理解で宜しいでしょうか。 | 本契約の対象機器の全てが保守サービス継続困難となった場合は、第14条により契約の解除となりますが、一部機器のみの場合は、第15条により契約内容を変更することになります。 |